

令和 6 年度
第 7 回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和 6 年10月10日開会

高松市農業委員会

令和6年度第7回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和6年10月10日（木）午後2時開会

開催場所 高松市役所 13階 大会議室

出席委員 19人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

1番 三笠 輝彦（会長）
4番 佃 俊子
5番 太田 政美
6番 白井 一美
9番 岩部 壽夫
10番 赤松 貞廣
11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
12番 真鍋 芳治
13番 藤田 邦夫
14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
15番 藤澤 鶴夫
16番 河田 薫
17番 神高 賢二
18番 中田 茂富
20番 谷上 諭
21番 川原 勝
22番 橋田 行子
23番 谷本 寛昇
25番 山田 憲一

欠席委員 5人

2番 真鍋 俊二
3番 佐竹 博巳
7番 瀧本 繁樹
19番 森 吉朝
24番 奈良 稔

農業委員会事務局出席者

事務局 長
兼 農政課 長 山上 浩平
農政課 長 補佐 森 亮介
農地係 長 森 明雄
農政管理係 長 山崎 博司
副 主 幹 稲積 直子
主 任 主 事 西谷 茂浩
主 任 主 事 栗永 亘

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取消願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 非農地証明願について

議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による
開発計画に対する意見について

議案第11号 農地利用集積計画の決定について

議案第12号 農地利用集積等促進計画（案）について

議案第13号 令和7年度農地利用最適化推進施策に関する改善意見（案）について

議案第14号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和6年度第7回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中19人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、2番 真鍋 俊二、3番 佐竹 博巳、7番 瀧本 繁樹、19番 森 吉朝、24番 奈良 稔の5名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び4番佃委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番、2番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、耕作目的のため、農地法第3条による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番、6番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。3条許可申請所有権11番に関連しています。

8番は、耕作目的のため、農地法第3条による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。3条許可申請所有権16番に関連しています。

9番は、転用目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。5条許可申請所有権15番に関連しています。

10番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。3条許可申請所有権18番に関連しています。

11番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

1 番は、転用目的のため、農地法第 3 条による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。5 条許可申請賃借権 2 番に関連しています。

2 番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

3 番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。3 条許可申請所有権 5 番、6 番に関連しています。

4 番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

5 番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

6 番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。3 条許可申請所有権 8 番に関連しています。

7 番、8 番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。7 番は 3 条許可申請所有権 10 番に、8 番は 3 条許可申請所有権 15 番に関連しています。

9 番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。5 条許可申請賃借権 7 番に関連しています。

以上、議案第 1 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 11 件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について 9 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第 1 号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 1 号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます

西谷主任主事 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書 8 ページを御覧ください。

1 番は、平成 30 年 8 月 20 日付けで病院用地として転用許可を受け、造成工事に着手していましたが、患者及び家族から、治療事業の一環として、申請地で野菜や花などを栽培する作業療法の強い継続要望があり、その事業のための、患者用寄宿舍を建築することとなり、申請地の当初計画を取消しするものです。

4条許可申請2番に関連しております。

なお、寄宿舍用地として利用する部分以外は、従来通り、農地として活用するものです。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願については許可することに許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

西谷主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、相続により取得した財産の整理をしていたところ、農地転用許可を得ず、申請地に建物が建築されていたことが分かり、是正するため非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和42年頃に母が建築済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための生活訓練施設としての寄宿舍用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が478.67平方メートルあります。4条許可取消願1番に関連しています。

3番は、納屋と車庫を建築した際、隣接農地に越境したもので、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年に造成済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、近隣マンション居住者の利用要望に対応するため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成31年に造成済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、国土調査により現地不確認地とされ農道の一部として利用されているため、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。また、農業用施設であるため、無断転用扱いはしておりません。

6番も、国土調査により現地不確認地とされ農道の一部として利用されているため、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。また、農業用施設であるため、無断転用扱いはしておりません。

7番は、相続により取得した財産の整理をしていたところ、農地転用許可を得ず、申請地が貸駐車場として利用されていたことが分かり、是正するため露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、駐車場としての利用要望があった農地を転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年に造成済みですが、この度追認許可を得るものです。隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、子どもができ、現在の住宅が手狭になっ

たため転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が128.34平方メートルあります。

9番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅の駐車スペースが不足し、隣接農地を駐車場としたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年に造成済みですが、この度追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が448.61平方メートルあります。

10番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族が増え住宅が手狭になり、収穫したみかんを保管する物置も必要なことから住宅拡張用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和39年頃に建築済みですが、この度追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が649.15平方メートルあります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について10件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願について御説明申しあげます。

議案書11ページを御覧ください。

本件は、令和4年3月8日付けで賃借権設定により店舗用地として農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により、許可の取消願があったものです。

取消後は、所有者が引き続き農地として利用します。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願については受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

本件は、令和5年10月10日付けで、仮設事務所・露天資材置場・駐車場用地として一時転用許可を受けていましたが、受注した工事が予定通りに進まず、工期を延長することとなったため、工事完了日を令和7年10月31日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を富本委員より報告をお願いいたします。

富本委員 現地調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、佃委員と私の2名で、昨日、現地調査を実施しました。

今回の特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転3件及び賃借権2件で、合計で5件です。

5条所有権2番と賃借権1番の2件につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、所有権移転2番までを私が、同3番以降を佃委員から報告します。

それでは、別紙の5条特別議案書、所有権を御覧ください。

1番は、高松市立多肥小学校西約750メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

申請地は、サンメッセ香川から国道193号線に至る県道太田上町志度線沿線にあり、近年周辺では大型商業施設が数多く建築され、新たなことでん琴平線の駅も計画されるなど、生活に便利で、宅地購入需要の高い地域内に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する水路等が100.23平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、ことでん長尾線水田駅南東約700メートルに在り、特定建築条件付売買予定地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は併用地を介して旧長尾街道に接しており、鉄道の駅にも近く、通勤通学に便利な場所に在り、1キロ圏内には、小学校及び幼稚園が、また、近くの主要地方道高松長尾大内線沿線では近年、大型商業施設が多数建築されるなど、子育て及び生活に便利で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が309.13平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。私の説明はここまでとし、3番からは、佃委員が説明します。

佃委員 現地調査委員の佃です。

3番は、高松市立国分寺中学校南西900メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

申請地周辺は、合併前から宅地化が進み、医療、商業施設が充実しており、生活及び住環境が良く、潜在的に宅地購入需要の高い地域内に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が969.24平方メートルあり、農地法第18条第6項通知9番に関連しております。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

続いて、次のページ、賃借権を御覧ください。

1番は、高松市立牟礼南小学校南約1.3キロメートルに在り、各種建設資材の販売を行って

いる申請者が採石、花崗土、ダンプトラックを置く、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、坂出市に約3,000㎡、本市香西北町に約5,000㎡の資材置場を確保し事業展開している申請者が、東讃地域での事業拡大を目指しており、新たな資材置場用地を確保しようとするものです。

代替地の検討もされた結果、主要地方道三木牟礼線に接しており、車両の出入りも容易で、申請地は山間部にあり、周辺への騒音被害が無く、事業用地として適地と判断し選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は、地権者の農地のみで土地改良区等農業施設関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する用悪水路が42.00㎡平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、高松空港ターミナルビル北約1.5ロメートルに在り、令和7年10月31日まで工所用仮設資材置場用地として一時転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の換地処分が行われた第1種農地に区分されますが、電気設備工事業を営む申請者が、高松空港株式会社の飛行場灯火、滑走路照明のLED化、埋設配管)及び電源ケーブル更新の工事を受注したことから、事業用地に近く、車両の出入りに便利な資材置場用地を計画したものです。

代替地の検討もされた結果、申請地は、空港ターミナルビル正面に直通する高松市道沿いにあり、資材、機材の搬入、搬出および保管に便利で、仮設事務所も計画できる面積で、事業終了後は農地に回復し返還する旨の契約書写しも添付されており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、第1種農地の不許可の例外、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため」に該当するもので、隣接農地関係者との調整も終えており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権3件、賃借権2件、合計5件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案ついてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、特別議案です。

4番は、認可地縁団体の自治会が、現在利用している集会場の敷地が手狭であり、また、周辺の住宅地開発により、新たな住民の加入も見込まれることから、新たに駐車場付きの集会場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、不動産事業を行う個人が、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域に在り、入居需要が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、転用者の自宅に子供の車両駐車スペースがないため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接しており、利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、243.00平方メートルあります。

8番は、土木工事業を営む法人が、事業が順調に伸び、現在の事業用車両置場が手狭になったため、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、工事現場からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、特別議案です。

10番は、電気工作物の調査及び総合保安サービスを営む法人が、事業拡大に人材の技術育成が必要不可欠で、新たな研修施設が必要となったため、事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が、109.00平方メートルあります。

11番は、廃棄物収集運搬業を営む法人が、現在の従業員駐車場を収集運搬車置場として利用するため、新たに従業員用の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、作業場及び事務所から近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、実母の介護等で訪問する際、実母の居宅に駐車スペースがないため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実母の居宅に隣接し、利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

13 番は、建築資材の販売業等を営む法人が、借りししている事務所、倉庫用地が手狭となったため、自社で事務所と倉庫を建築するため、事務所・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道高松王越坂出線に面し、車の出入りがスムーズで、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和5年4月に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

14 番は、パン、菓子の製造及び販売業を営む法人の役員が、経営する4店舗の均一的な管理を行うため、貸事務所兼作業所・倉庫用地をして転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、各店舗の概ね中心に位置し、一括管理するのに利便性がよく、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

議案書17ページを御覧ください。

1 番は、軌道に関する新設及び補修業等を営む法人が、琴電琴平線の複線化事業に伴う軌道・土木工事を受注したことから、令和7年8月31日まで、工事期間中の仮設露天資材置場用地として、一時転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準について、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番は、建築業を営む法人が、ドラッグストアの新築工事を開始するため、令和7年5月31日まで、工事期間中の仮設事務所・露天駐車場用地として、一時転用申請をするものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、建築現場に近く、利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借返還通知1番に関連しています。

3 番は、土木工事業を営む法人が、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県

道三木牟礼線に接し、事務所から近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和 60 年頃に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が、1,668.00 平方メートルあります。

4 番は、特別議案です。

5 番は、自動車部品の販売業等を営む法人が、従業員及び来客用の駐車場が不足していることから、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、法人の高松営業所に隣接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

6 番は、特別議案です。

7 番は、自動車修理・販売業を営む法人が、事業が順調に伸び、会社車両や修理車両を保管する場所が不足しているため、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、市道及び県道に接しており、事務所から約 10 メートルの位置で、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借返還通知 9 番に関連しています。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書 16 ページを御覧ください。

1 番は、現在、借家住まいで、家族が増え、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番は、現在、借家住まいで、家族が増える予定で、住居が手狭となることから、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第 1 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、親の面倒が見られ、第 1 種農地の不許可の例外「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えま

す。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、現在、親と同居していますが、家族人数が多く生活スペースが手狭となったため、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、132.41平方メートルあります。

4番は、現在、借家住まいで、家財が増え住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権12件、賃借権5件、使用貸借4件、計21件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権について御説明申しあげます。

議案書20ページを御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻、麦の作付けをするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、高松地方裁判所より、共有農地の分割事件について、判決が確定したことから譲受人

が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は季節野菜を栽培するものです。

4番は、新規営農を希望する譲受人が、部分贈与を受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

5番、6番は、同世帯内の孫へ贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

7番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜、果樹を栽培するものです。

8番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

9番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はレモンを栽培するものです。

10番は、新規営農を希望する譲受人が、取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

11番は、小作地を譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。18条6項通知7番に関連しています。

12番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

13番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地所有適格法人の4つの要件（法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件）は全て満たしています。

14番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

15番は、小作地を譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知8番に関連しています。

16番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はモモを栽培するものです。18条6項通知8番に関連しています。

17番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

18番は、小作地を譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。18条6項通知10番に関連しています。

19番、20番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後、19番は野菜を、20番は水稻及びブドウを栽培するものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転20件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないよう

でありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

西谷主任主事 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書25ページを御覧ください。

1番は、昭和61年頃及び平成25年頃から、隣接所有農地のための水路及び清掃時の泥揚場用地として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を、自らの耕作の事業に供する他の農地の保全、又は、利用の増進のために必要な農業用施設である農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。

2番は平成12年頃から、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1の2ページ御覧ください。

令和6年9月19日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおりに、令和6年9月13日付けで協議者から、香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う場所は3ページ上段に記載の山林2筆で、合計面積は、0.3747ヘクタールでございます。

4ページに位置図を付しています。場所は、西植田町内のため池、神内池北の山間部に位置

します。

5 ページ以降には、関係者との協議状況、土地利用計画図を付しています。

資料1 ページに戻ってください。

番号3番のとおり、土地開発行為の目的は、太陽光発電用地の造成を行うもので、開発区域は、山間部に在り、防災施設として、区域内に沈砂池2か所、新たな水路工事を行う計画となっております。

9月26日に地区担当農業委員、推進委員と地区担当者で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地、農業用施設が存在することを確認しました。

1 ページ5番のとおり、高松市長には、「開発に当たっては、地元説明会を開催するなど、周辺住民との調整を図り、水路、沈砂池の機能を継続的に維持し、開発区域周辺の農地、農作物及びため池等農業用施設に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり意見決定し回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第11号、農用地利用集積計画の決定について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

本年、8月16日から29日にかけて開催しました農業相談会において受付をした、利用権設定について、農用地利用集積計画を策定するに当たり、令和6年9月30日付けで高松市長より農業委員会の決定を求められているものです。

なお、高松市の公告予定日は、資料を1枚めくっていただき、1ページのとおり10月31日となっております。

次に2ページの総括表を御覧ください。これが全体の合計で、申出件数の合計が369件となっており、面積は全体で948,762平方メートルとなっております。

また、3ページと4ページがその内訳で、3ページの表が農業委員会による相対での貸借、4ページの表が香川県農地機構を通じた貸借となっており、面積比較では今回の農地集積の54.1パーセントが農地機構を利用したものとなっています。

以下、5ページから22ページまでが農業委員会による相対での貸借の明細表で、23ページから44ページまでが香川県農地機構を通じた貸借の明細表となっています。

以上、議案第11号、農用地利用集積計画の決定について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第11号について、御審議よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり決定し、発出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり決定し、発出することに決定いたしました。

次に、議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、令和6年9月6日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、1ページ右上のとおり令和6年10月31日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画(案)を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようありますので、議案第12号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 高松市農地利用最適化推進施策に関する改善意見(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山上局長 議案第13号 令和7年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見(案)についてご説明申し上げます。

資料4でございます。

この改善意見書については、農業委員会法第38条第1項において、「農業委員会には、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、必要があると認めるときは、行政機関、すなわち市長に対して、農地等利用最適化推進施策の改善について具体的な意見を提出しなければならない。」との規定されておまして、これに基づいて、市長に対して、意見書を提出するものでございます。

まず、資料4－2を御覧ください。

今回の改善意見案の一覧となります。

項目数といたしましては、全部で24項目、昨年度と比較して増減なしでございます。内訳は、新規が5項目、拡充が1項目、継続が18項目、削除が5項目となっております。

なお、削除した5項目は、一覧の中で、見え消ししている箇所、削除と判断した主な理由を御説明いたします。

その一つ目は、大項目1の(1)「地域計画(目標地図)の策定への取組支援」は、地域計画の策定に関して、概ね、目途が立ったことにより削除いたしました。

次に、その下の(6)「経営転換協力金による支援継続」は経営転換協力金制度が5年度で終了したことにより削除いたしました。

また、大項目2の(6)「水田活用直接支払交付金制度の見直し」は、その下の(6)、畑地利用に係る交付金創設に置き換えたことにより削除いたしました。

また、大項目4の(3)「地産地消につながる食育の推進」は、その下の(3)、農業分野における市民理解の醸成に向けた食育の推進に置き換えたことにより削除いたしました。

最後に、その下の(6)「相続登記の義務化に係る取組」は、今年の4月1日から相続登記が義務化され、要望内容が実現したことにより削除いたしました。

それでは、資料4－1を御覧ください。

今、お配りしております資料は、説明用でございまして、小項目の右端に「新規・拡充・継続」の表記と、各項目の要点部分に下線を引いて表示しています。

市長に手渡す改善意見書原本は、これらの表示を除いたものといたしますので、御承知おきください。

それでは、順次、読み上げてまいります。新規の5項目は、全文読み上げますが、その他の項目は時間の関係もございますので、下線を引いた要点部分を中心に読み上げさせていただきます。

《資料4－1本編 概要読み上げ》

以上が今回の改善意見の概要になります。

議案第13号につきまして、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第13号 高松市農地利用最適化推進施策に関する改善意見(案)については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号 高松市農地利用最適化推進施策に関する改善意見(案)については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第14号 高松市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

山上局長 議案第14号「高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について」御説明申し上げます。

資料5を御覧ください。

先週3日木曜日に、農業委員等候補者評価委員会を開催いたしまして、農地利用最適化推進委員候補者として、第6地区国分寺地域の阿部(あべ) 孝雄(たかお)氏を決定いたしました。この取扱いにつきましては、農業委員会等に関する法律第17条で、「農業委員会は、(中略)農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と規定されておりますことから、今回、阿部氏を農地利用最適化推進委員に選任することについて、お諮りするものです。

本議案を承認いただきますと、委嘱日は本日付けとなりますが、来週15日に、三笠会長から御本人に委嘱状を交付する予定としております。

説明は以上でございます。

議案第14号につきまして、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第14号 高松市農地利用最適化推進委員の選任については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第14号 高松市農地利用最適化推進委員の選任については、承認することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

報告事項 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料6をご覧ください。

期間としましては、令和6年9月4日から同年10月3日分までであります。

まず、許可件数ですが、8月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、9月議決分といたしまして4条が7件、5条が27件、合計で4条が7件、5条が37件です。

許可保留件数につきましては、8月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が17件、9月議決分といたしまして4条が0件、5条が6件、合計で4条が0件、5条が23件です。

取下につきましては、5条関係の7月分で1件ありました。

次に、許可保留の内容について御説明申し上げます。

まず、4条関係です。

許可保留案件はありませんでした。

次に5条関係です。令和6年4月議決分の所有権5番が、表の右端欄のとおり開発許可により許可保留となっております。

次に、令和6年5月議決分の所有権22番が、表の右端欄のとおり開発許可により許可保留となっております。

次に、令和6年6月議決分の所有権2番、7番が、表の右端欄のとおりそれぞれ開発許可、道路工事承認未了により許可保留となっています。

次に、令和6年7月議決分の所有権、7番、29番、43番が表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により許可保留となっております。

令和6年8月議決分の所有権、2番、4番、5番、8番、11番、15番、16番、17番、26番、賃借権の2番が表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により許可保留となっております。

次に、令和6年9月議決分の、所有権、2番、4番、9番、14番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により許可保留となっております。

同じく、9月議決分の所有権、23番、25番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、法定外占用により、許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これにて、令和6年度第7回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時10分 閉会